



久喜市監査委員告示第 13 号

久喜市監査基準第 12 条の規定に基づき地方自治法第 199 条第 5 項の監査
を執行したので、同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表する。

令和 5 年 11 月 17 日

久喜市監査委員 菊 地 雅 之

久喜市監査委員 岡 崎 克 巳

令和５年度随時監査（令和５年９月２７日執行分）結果報告の提出について

地方自治法第１９９条第５項の規定による令和５年度随時監査を、久喜市監査基準に準拠して実施し、同条第９項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので提出する。

第１ 監査の概要

１ 監査の対象

議会事務局、市長部局及び各行政委員会事務局における令和５年度８月分の財務事務

２ 監査の着眼点

支出事務を中心とした財務に関する事務の執行が、法令に適合し、正確に行われているかなどを着眼点とした。

３ 監査の実施内容

無作為抽出した財務諸票（支出命令書等）を確認、起票者等への質問などの方法により監査を実施した。なお、本件監査は、一般会計及び特別会計に係る例月出納検査（令和５年度８月分）に併せて実施した。

４ 監査の期間

令和５年９月２０日から令和５年１０月２７日まで

第２ 監査の結果

今回、前記のとおり実施した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めていると認められた。

しかし、先月も含め、財務諸票（支出命令書等）に、検査日の整合性、支出命令書や添付書類の記載内容誤り、押印漏れなど、複数の不備も見受けられる。

従って、以下のとおり意見を述べることとする。

１ 意見

抽出確認により、これだけの不備が見受けられたため、全体としては相当数であると推測される。市民の信頼を損ねることのないよう、適切な事務処理に努められたい。